

令和 6 年能登半島地震災害義援金の取扱いについて

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。
1 日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により
義援金を受け付けておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 寄付先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分
委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入下さい。

2. 取扱期間

2024 年 1 月 11 日(木)～2024 年 12 月 13 日(金)

※当初は 2024 年 6 月 28 日(金)までを取扱期間としておりましたが、被災地の
状況に鑑み、上記取扱期間に変更いたしました。

3. お振込先

信金中央金庫 本店

別段預金 能登半島地震災害義援金口

4. 振込手数料

無 料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

本義援金をお振り込みいただいた際の振込依頼書の控え(振込金受取書)が、所得税等
の寄付金控除の手続きにおける証明書類となりますので、大切に保管いただきますよう
お願い申し上げます。

※ 詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以上